

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

稲城市

2 構造改革特別区域の名称

稲城市児童発達支援センター給食搬入特区

3 構造改革特別区域の範囲

稲城市の全域

4 構造改革特別区域の特性

稲城市（以下「本市」という。）は、南東部より西部にかけて神奈川県川崎市と接し、北は多摩川を隔て府中市、調布市に接し、西部は多摩市に接しています。市域は、東西・南北ともに約 5.3 キロメートル、面積 17.97 平方キロメートル、東京都心の新宿から南西に約 25 キロメートルの位置にありながら豊かな水や緑を有し、北側には多摩川、南側にはなだらかな多摩丘陵、市域の中央部には三沢川と景観の良さを誇っています。

一方で、都市基盤整備等を通じて安全性や利便性の向上を図り、暮らしやすい都会的な部分と、水と緑あふれる生活環境とを兼ね備え、「ほどよく田舎 ほどよく都会なまち」というイメージを持った都市へと発展してきました。

市の人口は年々増加し続けており、現在 9 万 4 千人程度の人口ですが、市民が世代交代しながら定住できるまちを目指したまちづくりを行うことにより、区画整理地区等を中心に今後も増加し続ける推計となっています。人口構成は、平成時代前半にまちびらきした地区への入居者の高齢化により、今後高齢人口の増加が見込まれている一方で、最近新しくまちびらきした地区を中心に子育て世帯が多く入居していることにより、年少人口は今後も横ばいから微減程度の見込みとなっています。

本市の市域は、地域の生活拠点や市内を走る JR 南武線、京王線の 6 つの駅周辺の賑わいがあり、川崎街道や鶴川街道、尾根幹線といった幹線道路を中心とした交通網、多摩丘陵の緑、生活に身近な里山、公園や農地、多摩川の清流や平坦地を流れる三沢川や大丸用水等の水辺、様々な表情を持つ地域がコンパクトにまとまっており、生活拠点には大型店舗のほか、中小規模の店舗、病院や公共施設等の生活に必要な施設が身近にあり、市民にとって暮らしやすい規模感となっています。

本市の発達支援施策としては、幼少期の早期発見・早期療育から成人期まで、ライフステージにあわせた支援を可能とするべく、平成 25（2013）年に全年齢を対象とした稲城市発達支援センター（通称：レスポーいなぎ）を平尾地区の旧小学校校舎を活

用した複合施設内に開設しています。発達に関する課題がある方のご相談を受け付け、状況により関係機関につないだり、行動や関わり方の助言をしたり、所属機関への助言も実施しています。年々相談者は増加しており、特に子どもの相談についてはコロナ禍においても減少はなく、ニーズは高まっているところです。また、発達支援センターと同室に特別支援教育相談室、隣室には教育相談室を設置し、就学期から学齢期における発達の課題について、学校から依頼を受けての訪問等も日常的に実施するなど教育分野と綿密に連携をしながらの支援を行っているところに特徴があります。

本市の児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業の受給者数も年々増加しており、発達支援センターから療育につながっている例も少なくありません。特に児童発達支援事業の利用においては、発達支援センターでの発達知能検査の結果をもとにした意見書での給付も行っており、本市の児童発達において小さくない役割を担っている状況となっています。

こうした状況の中で、人口の増加、発達障害についての周知の広がり等を受けて相談予約を取りづらい状況が生じており、また、設置場所が市域の中でも南端に位置していること、交通の利便性が良くないこと等についての市民からのご意見もあり、交通の便も良い北側の地域に稲城市発達支援センター分室（以下「分室」という。）（通称：レスポ一いなぎ大丸）を開設することとしました。開設にあたっては、教育相談の相談室を内包し、分室においても教育との連携を密にする体制は確保するとともに、第6期障害福祉計画等に基づき、各市町村は令和5（2023）年度末までに児童発達支援センターの設置を求められていることから、児童発達支援センターの機能も内包して実施します。

心理士や言語聴覚士、作業療法士といった専門多職種による支援を充実させるとともに、市の障害福祉課やおやこ包括支援センター、子ども家庭支援センター、教育分野とも連携し、地域の児童発達支援の中核としての役割を担い、研修や助言、保育所等訪問事業、障害児相談事業も実施します。

こうした支援を実施するにあたり、旧稲城市第四保育園施設を改修して活用することとしており施設・設備に制限があること、本市の人口規模から通所の定員は20名と小規模で開始すること、発達支援を充実させるための専門多職種の体制を充実させるうえで調理等にかかる人員確保困難である等、施設内での給食調理は設備的にも運営コスト的にも非常に厳しい状況です。

5 構造改革特別区域計画の意義

分室では、児童発達支援事業を実施するとともに、地域の障害児やその家族、所属機関への相談、助言を行い、地域の中核的な相談支援施設としての機能を予定しています。本特定事業により、児童発達支援センターにおける給食を外部搬入とすることで、調理スペースの最小化、相談・支援に関わる人員への注力が図られ、既存の公共施設の有効活用による、限られたスペースでの事業運営が可能となります。

また、相談支援等の機能性や利便性を高めるため、運営コスト的に収支のバランスの取れる範囲で相談・支援に関わる専門職の充足を図ります。これにより、利用者の

利便性だけではなく、関係機関とのさらなる連携が図られ、児童発達支援の中核として支援の向上も期待されるところです。

6 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入により、発達支援センターへの人員配置や設備などへの資源の注力が実現可能となります。これにより、発達支援センターの経営面における効率性・持続可能性が高まり、また、利用者に児童指導員等が配膳、アレルギーチェック、食事介助等を行うことなどにより安全面・生活面に注力した信頼性ある質の高いサービスの提供を目指します。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

給食の外部搬入を委託する予定の民間事業者は、稲城市内の高齢者への宅配弁当のほか、介護施設、幼稚園保育園、福祉施設向けの給食なども配達し、地域の福祉の一端を担っている業者です。その利用により、地域の雇用にもつながり、また、地域の福祉や経済を支えることにもつながります。

また、給食の外部搬入により、分室の人員を地域における児童発達の拠点としての機能の充実に注力し、市内の児童通所施設全体の機能向上につなげます。

8 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

(別 紙)

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の児童発達支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和6（2024）年4月1日

4 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの管理運営については、本市が指定した指定管理者または本市が行います。給食については、本市が指定した指定管理者または本市と民間事業所の契約に基づき、民間事業所において調理を行い、施設まで搬送します。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 環境整備

構造改革特別区域内における児童発達支援センターでは、障害児に対する食事の提供の責任は同センターにあるものとし、給食の調理及搬送はアレルギー除去食など利用児童個々の特性に合わせたものも含め、必要な調理器具等が整備されている搬入元の民間事業所の調理施設で同所職員が行った上で同センターまで搬送し、保存、冷蔵・冷凍、配膳、提供、アレルギー除去食などの確認については、民間事業所と本市が指定した指定管理者又は本市が委託契約に必要事項を定めいずれかが責任を持って行います。

(2) 児童の特性に応じた対応

給食の提供は昼食1回とし、献立等については搬入元の民間事業所職員（管理栄養士）が作成するとともに利用児童の発達状況や障害特性に応じた調理方法の工夫、保護者などに対する食事指導など必要な配慮を行います。また、除去食など個別的な対応が必要な場合も、同じ調理施設内で調理を行い搬入します。

食物アレルギー児については、年1回以上保護者から提出される医師の診断書等の指示内容に基づき、除去食を提供します。また、児童の食事の様子を常に観察し、特に配慮すべき点については発達支援センター職員間で共有を図り、必要に応じて保護者と面接を行うなど、適切な食事の提供につなげていきます。

検食については毎回利用児童に提供する前に民間事業所職員または発達支援センタ

一職員が行うこととし、異物混入等の異常がないか確認を行うとともに、検食日誌を日々記録し保管します。

(3) 衛生管理

外部搬入を行う際の衛生基準の遵守については、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和 62 年 3 月 9 日付社施第 38 号）において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号）第 4 の 2 の規定を遵守し、常に衛生管理を徹底します。また、今回の計画におきましては、汁物など中心温度が 65℃以上に保たれている食品は発注せず、クックチルにて調理し 3℃以下で発達支援センターまで搬送後、センターにて再加熱し提供を行います。

(4) 委託契約等の締結

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの給食は、本市が指定した指定管理者または本市と民間事業所が締結する契約に基づき、民間事業所の調理施設で事業者が調理を行います。

調理にあたっては、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成 18 年 3 月 31 日障発第 0331011 号）」の 3（2）及び（3）を遵守することとし、同センターの運営管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうる体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保します。また、調理業務の受託者については、センターにおける給食の主旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としします。

(5) 食を通じた子どもの健全育成（食育）

給食の提供及び食を通じた子どもの健全育成（食育）については、「稲城市食育推進計画」の内容を基本とし実施します。

食事は大切な生活習慣のひとつであるため、食べる力の基礎をつくり、食べることの楽しさ、大切さを伝えるための支援を行います。また、障害特性により食べ物へのこだわりがある子どもに食べることを通して、人との関係の基礎をつくり、要求行動や意欲の育成を図ります。

個別支援計画の中に、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し、配慮すべき事項を定めた食育に関する事項を盛り込み、健康な生活の基本としての食を営む力の育成を図っていきます。

【稲城市発達支援センター分室の概要（予定）】

- 1 定員 20 名
- 2 実児童数（給食を提供する児童数。児童発達支援の利用児童のうち、長時間の療育を受ける児童） 6～8 名
- 3 職員数 14 名
- 4 調理室の面積 約 8 m²

5 調理設備・器具

流し台、IHコンロ（2口）、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、配膳台、電気ポット、収納棚

6 配送計画（案）

調理者 ライフデリ

午前9時30分 調理完了、配送開始（民間事業所より、同所職員が専用車両で搬送）
（道中、他所配送あり）

午前11時30分 専用車両到着、受取、配膳室内の保温庫で保管、再加熱準備

午前11時35分 再加熱（湯煎）

※沸騰後、10分程度加熱。

午前11時50分 配膳室内で検食

午前11時55分 配膳確認後、配膳ワゴンで各部屋に配膳

午後0時 喫食

午後0時30分 給食終了